制気口及びダンパー

評価の内容

申請資料に基づき、次の事項を確認している。

1. 評価対象設備機材

(1) 評価の対象

評価の対象とした制気口及びダンパーは、標準仕様書の当該事項に規定する次の機材である。

- ① 吹出口,吸込口
- ② 風量ユニット (定風量、変風量)

(2) 評価の範囲

- (イ)吹出口の「低温送風形シーリングディフューザー」及び「床吹出口」については、評価の対象として いない。
- (ロ) 風量ユニットの風速センサー形は、標準仕様書記載事項によるほか、カルマン渦形センサー、オリフィス方式及びピトー管方式を評価の対象としている。
- (ハ) 風量ユニットの DDC 搭載機は、評価の対象としていない。
- (ニ) シーリングディフューザーについてはダンパーによる風量調節、整流器付きについて評価している。

2. 品質·性能

(1) 材質等

主要な資材について、規定された材料が素材メーカーから製造所へ納入されていることを確認している。

(2) 性能

機材の性能について、実施要領に規定する試験機関または評価委員会が認める製造所で規定の試験を行い、その結果を確認している。

(3) 構造

標準仕様書に適合していることを確認している。

(4) 品質·管理

製造所での品質管理体制が整備されていることを確認している。

3. 評価名簿詳細事項

申請機材の種類等の詳細は、評価名簿詳細事項として掲載している。